

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	長田(東、西)	令和4年1月11日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	637.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	449.60 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	232.52 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	106.31 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	79.60 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	60.67 ha

(備考)  
 長田地区内の各河川流域の水田については、大部分が圃場整備済の地区となっている。また、西長田集落においては、キク等の施設花きの栽培が盛んに行われており、東長田集落においては玉ねぎ等の露地野菜やいちご・ミニトマトなどの施設園芸作物が作付されている。現在、正久寺町と長田東部においては圃場整備事業が実施されている。なお、中心経営体への集積率は、15.3%である。

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・地区内耕地面積の36.5%を70才以上の農業者が耕作を行っており、高齢化が進んでいることが伺われる。
- ・中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、約125ha多く、今後、荒廃農地などが増加していくものと思われる。
- ・東長田集落では大規模な圃場整備事業が実施されているが、事業が完了した後に誰がどのように担っていくか、との課題がある。
- ・中山間地域については狭小な圃場が散在しており、荒廃農地等が見受けられる。
- ・荒れ地等の発生により、有害鳥獣(イノシシ)の被害が発生している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・東長田集落では、圃場整備の実施状況にあわせて、中間管理制度の周知を図りながら中心経営体への農地の集約化を進めて行く。また、圃場整備地区以外では、各生産部会で中間管理制度を周知させることにより、中心経営体へ農地の集約化を進める。
- ・西長田集落では、各生産部会において中間管理制度を周知させることにより、中心経営体へ農地の集約化を進めていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

長田

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営面積 (ha)	経営作目	経営面積 (ha)	農業を営む 範囲	

計	71人		97.50		158.17	
---	-----	--	-------	--	--------	--

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、39筆、43,344㎡となっている。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針 長田東部地区及び正久寺地区を重点実施地区とし、中間管理制度の周知を図りながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。また、各生産部会と連携して中間管理の周知を行いながら、農地の集約を進めていく。</p>
<p>・基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、正久寺町と長田東部において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。また、集落営農組織の法人化を検討し、その支援を行う。</p>
<p>・集落営農の組織化の推進 高齢化等による集落の担い手不足に対応するため、集落営農の組織化を推進し、その支援を行う。</p>
<p>・有害鳥獣被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>・災害対策への取組方針 国道207号沿線に分布する平坦部水田については、湛水防除施設を活用し冠水等の被害防止を図る。</p>

#### (参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
39	計	43,344		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

#### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。